



**本部が申21号を申し入れ!**

## **一方的かつ違法な「労使共同宣言の失効」 に対する緊急申し入れ**

JR東日本は、2月26日付本人第901号「労使共同宣言の失効について」なる文書を一方的に送付してきました。その中には、「事実と反する労使間の交渉内容に係る見解を喧伝した」「争議行為を予告したことは、まさに、会社との間の信頼関係を破壊し、労使共同宣言の趣旨・精神を否定した」という理由が記載されていますが、このこと自体が事実と反するものです。また、闘申第1号第5項回答には、JR東労組に対して「労使共同宣言を一方的に破棄した」との認識が主張されていますが、団体交渉で主張したように、JR東労組として「労使共同宣言を破棄した」という事実はありません。今回の失効通知等では、会社の一方的な認識を明らかにしているのであって、労使共同宣言の破棄という点では「認識が違う」という主張は変わっていません。

さらには、これまでの「紛争状態」や「労使の認識の違い」が生み出されたのは、2012年の人事・賃金制度見直し時の団体交渉において、新制度下における「ベアのあり方」の議論が労使共同宣言の精神の下で行われなかったことにあります。会社が労使共同宣言を一方的に失効通知することは、不当な「労使共同宣言の破棄」と言わざるを得ません。

JR東労組は、これまで労使共同宣言の精神はもとより、労使間の取扱いに関する協約等の労働協約に基づき、労使協議をつくり出してきました。闘申第1号の冒頭でも確認したように、「紛争状態の解決」のために団体交渉を開催した事は労使の共通認識です。その前段では、団体交渉日程が決まらないことに対して、組合側から調整した日程を提示するなど、労使間の取扱いに関する協約第70条の定めを理解し、団体交渉を求めてきた経緯もあります。それらの事実を一切踏まえることなく、労働組合法による正規な手続きすら経ず、「労使共同宣言を一方的に破棄した」とすることは、JR東労組を敵視し、一連の脱退策動に活用する事のみを目的にしたものと断定せざるを得ません。

**1. 事実と反する喧伝をやめ、一方的かつ違法な「労使共同宣言の失効について」を撤回すること。**

# **労使共同宣言の「失効通知」は、 会社の一方的な不当な破棄だ!**